

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令

昭和46年 8月11日 政令 第264号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令

平成25年 1月25日 政令 第15号

改正前

改正後

- 本則 -

施行日：平成25年 1月25日

(汚水等排出施設等)

第三条 法第二条第二号の政令で定める施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二号から第五十九号まで、第六十一号から第六十三号まで、第六十三号の三、第六十四号、第六十五号、**第六十六号**、第七十一号の五及び第七十一号の六に掲げる施設（同表第六十二号に掲げる施設で鉱山保安法第二条第二項の鉱山に設置されるものを除く。）とする。

2 法第二条第二号の政令で定める工場は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第一に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で排水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの
- 二 前号に掲げる工場以外の工場で排水量（一日当たりの平均的な排水の量をいう。以下同じ。）が千立方メートル以上のもの

(汚水等排出施設等)

第三条 法第二条第二号の政令で定める施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二号から第五十九号まで、第六十一号から第六十三号まで、第六十三号の三、第六十四号、第六十五号 **から第六十六号の二まで**、第七十一号の五及び第七十一号の六に掲げる施設（同表第六十二号に掲げる施設で鉱山保安法第二条第二項の鉱山に設置されるものを除く。）とする。

2 法第二条第二号の政令で定める工場は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第一に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で排水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの
- 二 前号に掲げる工場以外の工場で排水量（一日当たりの平均的な排水の量をいう。以下同じ。）が千立方メートル以上のもの

- その他 -

施行日：平成25年 1月25日

別表第一（第三条関係）

一 水質汚濁防止法施行令別表第一（以下単に「別表第一」という。）第十九号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。）

二 別表第一第二十二号に掲げる施設（六価クロム化合物又は砒（ひ）素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。）

三 別表第一第二十三号の二に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。）

四 別表第一第二十四号に掲げる施設（ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。）

五 別表第一第二十五号に掲げる施設

別表第一（第三条関係）

一 水質汚濁防止法施行令別表第一（以下単に「別表第一」という。）第十九号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。）

二 別表第一第二十二号に掲げる施設（六価クロム化合物又は砒（ひ）素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。）

三 別表第一第二十三号の二に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。）

四 別表第一第二十四号に掲げる施設（ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。）

五 別表第一第二十五号に掲げる施設

六 別表第一第二十六号に掲げる施設（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。）

七 別表第一第二十七号に掲げる施設（水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業薬品の製造の用に供するもの及び黄燐（りん）の製造の用に供するものに限る。）

八 別表第一第二十八号に掲げる施設（塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。）

九 別表第一第二十九号に掲げる施設

十 別表第一第三十一号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。）

十一 別表第一第三十二号に掲げる施設（トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。）

十二 別表第一第三十三号に掲げる施設（**トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの◆追加◆**に限る。）

十三 別表第一第三十四号に掲げる施設（テトラクロロエチレンを含有する物質 **◆追加◆**を原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。）

十四 別表第一第三十七号に掲げる施設（トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン、アクリロニトリル・テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、**ポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）又はアルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）の製造の用に供するものに限る。）**

十五 別表第一第四十一号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。）

十六 別表第一第四十三号に掲げる施設

十七 別表第一第四十六号に掲げる施設（有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン **若しく**

六 別表第一第二十六号に掲げる施設（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。）

七 別表第一第二十七号に掲げる施設（水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業薬品の製造の用に供するもの及び黄燐（りん）の製造の用に供するものに限る。）

八 別表第一第二十八号に掲げる施設（塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。）

九 別表第一第二十九号に掲げる施設

十 別表第一第三十一号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。）

十一 別表第一第三十二号に掲げる施設（トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。）

十二 別表第一第三十三号に掲げる施設（**塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、一・四・ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレートの製造の用に供するものに限る。）**

十三 別表第一第三十四号に掲げる施設（テトラクロロエチレンを含有する物質 **若しくはニークロロエチルビニルエーテル**を原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。）

十四 別表第一第三十五号に掲げる施設（**ニークロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。）**

十五 別表第一第三十七号に掲げる施設（トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン、アクリロニトリル・テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。） **◆削除◆**、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、**アルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。）**

はテトラクロロエチレンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。)

十八 別表第一第四十七号に掲げる施設(水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒(ひ)素若しくはその化合物若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。)

十九 別表第一第四十八号に掲げる施設(ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。)

二十 別表第一第五十号に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの試薬の製造の用に供するものに限る。)

二十一 別表第一第五十一号に掲げる施設(トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。)

二十二 別表第一第五十三号に掲げる施設(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。)

二十三 別表第一第五十八号に掲げる施設(ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。)

二十四 別表第一第六十一号に掲げる施設(コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。)

二十五 別表第一第六十二号に掲げる施設(銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。)

二十六 別表第一第六十三号に掲げる施設(液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。)

二十七 別表第一第六十三号の三に掲げる施設

二十八 別表第一第六十四号に掲げる施設(コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。)

二十九 別表第一第六十五号に掲げる施設(クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。)

三十 別表第一第六十六号に掲げる施設(カドミウ

十六 別表第一第三十八号の二に掲げる施設

十七 別表第一第四十一号に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。)

十八 別表第一第四十三号に掲げる施設

十九 別表第一第四十六号に掲げる施設(有害物質若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。)

二十 別表第一第四十七号に掲げる施設(水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒(ひ)素若しくはその化合物若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。)

二十一 別表第一第四十八号に掲げる施設(ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。)

二十二 別表第一第五十号に掲げる施設(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は一・四-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。)

二十三 別表第一第五十一号に掲げる施設(トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。)

二十四 別表第一第五十三号に掲げる施設(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。)

二十五 別表第一第五十八号に掲げる施設(ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。)

二十六 別表第一第六十一号に掲げる施設(コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。)

二十七 別表第一第六十二号に掲げる施設(銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。)

二十八 別表第一第六十三号に掲げる施設(液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。)

二十九 別表第一第六十三号の三に掲げる施設

ム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めつきの用に供するものに限る。）

三十一 別表第一第七十一号の五に掲げる施設

三十二 別表第一第七十一号の六に掲げる施設

三十 別表第一第六十四号に掲げる施設（コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。）

三十一 別表第一第六十五号に掲げる施設（クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。）

三十二 別表第一第六十六号に掲げる施設（カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めつきの用に供するものに限る。）

三十三 別表第一第六十六号の二に掲げる施設

三十四 別表第一第七十一号の五に掲げる施設

三十五 別表第一第七十一号の六に掲げる施設

- 改正法・附則・題名- ～平成25年 1月25日 政令 第15号～

施行日：平成25年 1月25日

◆追加◆

附 則（平成二五・一・二五政一五）

- 改正法・附則- ～平成25年 1月25日 政令 第15号～

施行日：平成25年 1月25日

◆追加◆

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行により新たに改正後の第三条第二項第一号の工場となるものに設置される汚水等排出施設について選任される公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、平成二十六年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項に規定する資格を有する者であることを要しない。